

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	使用許可の取消し		
根拠法令及び条項	那覇市霊園条例第22条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市霊園条例第22条 (使用許可の取消し) 第22条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園施設の使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2) 墳墓地について第5条第1項の許可を受けた日から5年を経過しても当該墳墓地を使用しないとき。 (3) 市民共同墓及び南納骨堂について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りではない。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。 (5) 使用許可の条件に違反したとき。 (6) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けたとき。		
処分基準 設定年月日	平成26年4月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 環境保全課		
備考			